伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務
プロポーザル実施要領

令和８年１１月

伊　勢　原　市　教　育　委　員　会

１　目的

学校へ配置する外国語指導助手（Ａssistant　Ｌanguage　Ｔeacher 以下「ＡＬＴ」という。）は、児童生徒への教育的観点から、その人柄・能力等を最重要視すべきである。また、派遣業者についても、緊急時の対応等においてその信頼性が重要であると考えている。

ついては、各業者から企画提案を募集し、契約を行う上で最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

２　業務の概要

⑴委託業務名　令和９年度から令和１１年度伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務

⑵履行期間　契約締結日から令和１２年３月３１日まで

⑶業務内容　別紙「伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑷契約上限額

外国語教育推進事業

９７，７３７，７５０円（消費税含む）

うち、年次別支払限度額は次のとおり

令和９年度　　３２，５７９，２５０円

令和１０年度　３２，５７９，２５０円

令和１１年度　３２，５７９，２５０円

特色ある教育推進事業

４，９００，５００円（消費税含む）

うち、年次別支払限度額は次のとおり

令和９年度　　１，６３３，５００円

令和１０年度　１，６３３，５００円

令和１１年度　１，６３３，５００円

３　担当課・書類提出先

伊勢原市教育部教育指導課　教育指導係

所在地　〒２５９－１１８８　伊勢原市田中３４８番地（伊勢原市役所５階）

電話０４６３－７４－５２４７（直）０４６３－９４－４７１１（内線５１３４）

電子メール　sidou@isehara-city.jp

4　公募日程

（1）参加受付	令和８年１１月　２日（月）から１１月１３日（金）
（2）質問受付	令和８年１１月　２日（月）から１１月６日(金)まで
（3）質問に対する回答予定日	令和８年１１月１２日（木）
（4）参加資格確認結果通知予定日	令和８年１１月２０日（金）
（5）企画提案書等提出期限	令和８年１１月２７日（金）
（6）プロポーザル審査	令和８年１２月　８日（火）
（7）選考結果の通知予定日	令和８年１２月１５日（火）

5　応募の資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。なお、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。

① このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)

③ 伊勢原市暴力団排除条例（平成 23 年伊勢原市条例第 12 号）に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者。

④ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。

(2) 官公庁において派遣業務の実績がある者。

(3) 本プロポーザルに応募する事業者は、令和８年１２月施行の『子ども性暴力防止法（日本版 DBS)』の趣旨を理解し、施行後は同法に基づく性犯罪歴等の確認等の必要な措置を、契約履行期間中において適切に実施できる体制を有していること。

6　企画提案参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を令和８年１１月１３日（金）午後５時までに担当課へ電子データ（PDF 形式・押印あり）を電子メールに添付し送付すること。また、原本１部を後日、持参または郵送すること。期限までに電子データの送付がない場合は参加の意思がないものとみなす。

(1)参加表明書（様式1）
(2)会社概要（様式４）

7　企画提案書の作成及び提出
(1)企画提案書の内容
①　企画提案書（表紙）
②　見積書（任意様式）
見積書については、事業ごとに金額が分かるよう内訳を記載すること。
ア 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
イ 見積総額は、契約上限額（消費税を含む。）を超えないこと。
ウ 各年度の見積額、具体的な積算内訳を記載するとともに３か年度分の合計額を記載すること。
③ 提案書（提案依頼事項を含む任意様式）
正本：社名入り１部、副本：社名なし１０部を提出
(2)提出方法
令和８年１１月２７日（金）までの土曜日・日曜日・祝日を除く午前９時から午後５時までに担当課に持参するものとする。なお、持参の際は書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

8　質問の提出及び回答
本業務の内容等に関して質問がある場合は、「質問書（様式２）」により次のとおり行うこと。なお、質問は提出書類及び企画提案書の作成に関するものとし、評価及び審査に関するものは一切受付けしない。

(1)提出方法
令和８年１１月６日（金）午後５時までに電子メールで担当課へ提出する。電子メールの表題は「伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務に関する質問票（法人名）」とする。なお、メール送信後に事故防止のため、必ず送信確認の電話をすること。

(2)回答方法
質問事項への回答は、令和８年１１月１２日（木）までに電子メールにより全参加者へ送信する。また、内容に関する再質問は一切受付しない。

9　提案方法
(1)予め指定された提案依頼事項について、１社あたり１０分のプレゼンテーション及び小中学校用各５分の模擬授業を行い、提案後に質疑応答を１０分行う。
(2)プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは市が準備するものとし、パソコン等その他必要な機器は参加者が準備すること。

(3)提案資料の作成及び提案に係る費用は、原則として提案者が負担するものとする。

(4)プロポーザル審査の日時及び場所

令和８年１２月８日（火）伊勢原市役所３階３Ｂ会議室

なお、時間等は別途連絡する。

10　審査

(1)審査委員会

①審査委員会の構成員は、次のとおりとする。

教育委員会：伊勢原市教育委員会教育指導課長、教育センター所長、指導主事

小学校：伊勢原市立小学校教員代表（３名）

中学校：伊勢原市立中学校英語科教員代表（４名）

②審査委員会は、別に定める審査基準に従って各提案を評価し、最も優れた提案者を選定する。

③審査委員会は、非公開とする。

④審査委員会は、決定結果を各提案者に通知する。

⑤審査委員会事務局は、伊勢原市教育委員会教育指導課に置く。

(2)審査対象項目

	審査対象	配点	重み付け	合計
1	会社概要（コンセプト・経営理念等）	4	1	4
2	派遣業務の内容	4	3	１２
3	派遣業務の実績	4	2	8
4	ALT の採用体制	4	3	１２
5	ALT の研修	4	3	１２
6	ALT の管理体制	4	3	１２
7	危機管理体制	4	2	8
8	専任 ALT 登録者数及び資格について	4	2	8
9	派遣業務における ALT の効果的な活用に関する具体的な提案（模擬授業）	4	3	１２
１０	派遣業務履行上のシステムについて	4	2	8
１１	費用概算見積	4	2	8
１２	提案についての質疑応答	4	1	4

※派遣業務期間が３か年であることを踏まえ、確実に本業務を受注することが可能な費用を積算した上で金額をご提示ください。

(3)契約候補者の選定

書類審査による評価点数と選定委員会における評価点数の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

(4)審査結果の通知

評価結果を踏まえ、契約候補者を選定後、後日、選考結果を参加者全員に書面により郵送にて通知する。なお、選考結果に対する問合せ、異議申し立ては認めない。

11　契約

選考の結果、契約候補者と契約内容の調整、仕様書の決定、見積書の提出を経て、契約締結とする。

なお、本業務の事業費は、予算の範囲内で執行されるものとする。

12　参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1)「参加資格」の要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合
(2) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合
(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
(5) 審査の公平性を害する行為があった場合
(6) 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が契約上限額を超えている場合

13　その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加申込をした後、企画提案書提出期限日までは辞退届（様式３）を担当課へ提出することにより本プロポーザルから辞退することができるが、その後の辞退、選定後の棄権は原則としてできない。ただし、契約候補者が失格等となった場合は、次順位の者と協議する。
(2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。
(3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
(4) 書類提出後の修正または変更は認めない。
(5) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
(6) 提出された書類の返却は行わない。
(7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、伊勢原市情報公開条例（平成１５年１２月１日条例第２１号）に基づき提出書類を公開することがある。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。